## 令和2年度 指定管理業務 実績評価シート

作成年月日 令和3年6月28日

部課名 健康こども部こども家庭課

施設名	弘前市三省児童館・弘前市船沢児童館
施設の設置目的	児童福祉法第40条に基づく施設として、児童福祉の向上に資することを 目的とする。
所在地	弘前市三省児童館···弘前市大字三世寺字月見野2番地4 弘前市船沢児童館···弘前市大字細越字早稲田42番地
指定管理者名	社会福祉法人船幸会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 1 事業計画の実施状況

コロナ禍で、計画通りには実施できなかったが、感染症対策を講じた代替行事を実施しており、適正である。

#### 2 市民サービス向上のための取組状況

児童館延長利用事業を実施し、利用者サービスの向上を図っている。 船沢公民館との合同事業を実施し、お山参詣など様々な行事を通して、地域との交流を図っている。 アンケート実施結果から見て、事業・行事への利用者の満足度が高い。

#### 3 市民ニーズの把握の実施状況

利用者アンケートを実施し、利用者からの意見や要望を聞き、すぐに対応するようにしている。 施設内に意見箱を設置し、また、苦情受付については掲示し、対応策を検討している。 要望、意見について適切に検討され、対応がなされている。

## 4 施設の利用状況(利用者数、稼働率など)

#### (三省児童館)

平成31(令和元)年度 年間:6,420人/290日(22人/日)→令和2年度 年間:5,217人/293日(17人/日) (船沢児童館)

平成31(令和元)年度 年間:12,179人/290日(41人/日)→令和2年度 年間:9,924人/293日(33人/日)前年度に比べ利用者数が減少しているが、新型コロナウイルス感染症予防の対策で、利用児童を基本1~3学年に限定した際の影響であり、例年との単純な比較は難しい。

計画的で安定した予算執行に努めており、適正に行われている。

## 6 実地調査の結果

利用者の安全確保を第一に考え、施設・設備の良好な維持管理が行われている。また、児童厚生施設として必要な各事業を実施するほか、利用者及び関係団体の意見の把握、個人情報の管理、施設の効率的運用、経費削減に関する取り組み、環境への配慮等、施設を適切に管理運営することができている。

## 7 成果指標の達成度

成果指標は施設利用満足度であり、(前年度満足度)「89.8%」に対し実績が「71.3%」で 達成度は「79.4%」となっている。

## 8 評価

## (1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	В	職員の配置・利用者ニーズの把握、事業 計画など適切に実施できた。	職員の資質向上に努め、責任を もって行動する。 提出書類及び記入ミスをなくす る。
施設の管理	В	コロナ禍で感染症対策を行い、毎日の 清掃・消毒等ができた。 施設・設備の維持、利用者の安全対 策は良好である。	館内の安全点検は毎日実施し、 修繕が必要な箇所は市へ報告 する。
経理の状況	В	帳簿管理・整備とも適正に管理し、経 費削減に努めていく。	引き続き経費の削減に努めてい きたい。
団体の財務状況	В	特に問題は感じられない。	

## (2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	В	利用者ニーズを反映させながら、法令等の遵守、公平性、開館時間、地域と連携した事業計画等が概ね適切に実施されている。	対象小学校のほとんどの児童が利用登録しており、今後 も更にサービスの向上に努めていただく。
施設の管理	В	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理等が適正に実施されている。	利用者の安全確保のため、 修繕が必要な箇所について は、優先度合いが高いもの から計画的に実施していく。
経理の状況	В	経費削減に努めており、帳簿等の整備、経理の区分、収支状況は適正である。	今後も適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	В	安定的な経理基盤を有し、適切なものとなっている。	今後も財務状況に注意しな がら運営していただく。

# 【評価の視点】

評価区分	評 価 の 視 点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など ど
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

# 【評価の基準】

А	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
В	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
С	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないもの があるもの

## ※「団体の財務状況」の評価基準口

В	問題がない
С	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する